

令和 7 年 3 月 28 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 北浦 眞喜

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第 8 条第 9 項及び第 37 項の規定に基づき、「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 7 年政令第 95 号）が制定され、下記のとおり、黒鉛電極に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第 8 5 4 5. 1 1 号に分類される黒鉛電極のうち丸形のもので、令和 7 年 3 月 29 日から令和 7 年 7 月 28 日までの期間に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

ただし、黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が税関長に提出されたものを除く。

2. 発動後の税率

原産地	税率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	一般の関税＋9 5. 2 %

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第 1 部門
（0 6－6 5 7 6－3 3 1 3）までお問い合わせください。